

最初に、議席10番、新谷一男君。

〔10番 新谷一男君登壇〕

○10番（新谷一男君） 皆さん、おはようございます。議席番号10番、新谷一男です。

まず、一般質問の前に昨日一中の卒業式に参加させていただきました。そのときに、やはり教育というのはすごく素晴らしいものだなという、私は涙が出るほど感動した次第でございます。一礼をしたときの子供を見たとき、そして卒業する3年生の顔を見たときには、やはり教育の大切さ、そういうことで各役場の執行部の方、町長を初め教育長の諸先輩方がいろいろのご指導をして、最後の卒業式を迎えたときには本当にダイヤモンドみたいな輝いた表情が見られました。本当にこれも家族の支援、地域の支援があってこそだと私は思います。前置きはこんなくらいにして、まず、議長のお許しを得ましたので、手短かに質問させていただきます。

初めに、野村町長の施政方針の中での43ページを見ていただくとわかるように、上段に書かれているふれあいの里幼稚園、今後の方向性についてということでお尋ねしたいと思います。この問題については、3つの課題、1つには跡地の利用、2つには送迎バス問題、3つにはそれに対する業務処理等がありますが、このような課題を今後どのような方向で処理していくのか、明確な答弁を求めたいと思います。

また、NPO法人メダカの会で行っている児童デイサービスの問題でございますが、ゼロ歳から18歳未満の障害を持つ方が対象で、近隣市町、特に境町、八千代町、古河市、坂東市、五霞町など2市3町の障害を持つ子供を預かり、この内容については発達支援や集団生活への適応訓練を行っている会がございます。その会の名前、家の名前がプーさんの家ということで、現在障害を持った子供の成育を手伝っている団体がございます。こういう中で、プーさんの家というと、ああ、熊のプーさんかということで思い出されるかもしれませんが、やはりこのプーさんの家の実際に特定非営利活動法人メダカの会を知られているかどうか、教育長にもお聞きしたいと思います。

こういうわけで、はっきり言ってこういう法人でどのような活動をされているかもちゃんと明確に覚えてもらったほうがいいかなと思って、まず特に教育長さんの管轄であります幼稚園の問題、それからこれはどこへ行くかなと思っていますが、厚生労働省の認可を得たプーさんの家、この中で先ほど申しあげました2市3町の障害を持つ子供が約20名ほど、このプーさんの家で発育訓練や集団的なみんなと遊べるような訓練をし、そして幼稚園に障害を持ちながらも同じような状態を通えるような訓練をしている場所でございますので、この問題についてやはり町としてそういう場所をどういう方向で今後考えるのかお聞きしたいと思います。

私は、初めから質問は手短かにやるつもりでおりますので、この2点について明確な回答していただくために1回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（木村信一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長、佐怒賀政守君。

〔教育長 佐怒賀政守君登壇〕

○教育長（佐怒賀政守君） おはようございます。新谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

園舎活用についての質問にお答えいたします。ふれあいの里幼稚園の今後の方向と跡地の活用についてのご質問でございますが、ふれあいの里幼稚園の今後の方向と跡地の活用については、昨年9月

1日付で町議会議長より、全員協議会の協議結果、平成21年度を目途に廃園という新聞掲載や例年9月に園児募集をしていることから、既に今年度をもって廃園と思っている保護者等もあり、私立に入園を決めてしまった保護者も見受けられることから、21年度に廃園しても同じであるとの意見も出されましたが、議会としては1年先送りし、その間諸課題の整理と準備を進め、22年度を目途に廃園することが望ましいとのご意見をいただいたところであります。

諸課題については、1項目めは、廃園に当たっては保護者等を第一に考え、期間をとり、保護者への十分な周知徹底を図る必要がある。2項目めは、今までの町の幼児教育と保育行政を精査し、今後のあり方を明確にし、保護者等が安心して預けられ、働ける環境づくりを町としても考える。3項目めは、送迎バス及び跡地利用等についての十分な協議が必要であるという意見であります。町としてもこれを受けて、1年先送りすることといたしました。現在、議会よりいただいたこの3項目の諸課題につきまして、副町長を委員長とする庁内の民営化調査委員会を開催し、検討しておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

新谷一男君。

○10番（新谷一男君） 私は、今、やはり教育を担う長たる人が、例えば私が言った2つ目の問題で、NPO法人だから私は余り関係ないよと言うかもしれませんが、障害を持つ子供、これは健常者でも障害を持つ子供でも生きる権利は一緒なのです。そういうところへもってきて、私が問いかけたのは、プーさんの家をご存じですかということ聞いたのですよ、その答えはなっていないですね。お願いします。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

教育長、佐怒賀政守君。

○教育長（佐怒賀政守君） 大変失礼しましたが、私は園舎跡地についてのお答えいたしまして、プーさんの家障害者支援については民生部長のほうから説明するというのを今話し合いましたので、お願いします。

○議長（木村信一君） 続いて、民生部長。

〔民生部長 野口奏五君登壇〕

○民生部長（野口奏五君） おはようございます。それでは、私のほうからプーさんの家関係についてご説明をさせていただきたいと思っております。

議員ご承知のように、プーさんの家につきましては、NPO法人、特定非営利活動法人のめだかの会の中での運営でございます。それで、そちらの事案につきましては、児童デイサービスのほか、いろいろな事業を取り扱っております。例えば就労支援員支援事業、あるいは就労継続支援事業、共同生活援助事業、地域生活支援事業、障害者小規模作業所運営事業、全部で7つの事業がありまして、その中の一つとして非常に重要なデイサービス事業が運営されております。こちらにつきましては、改めて申し上げますと、児童デイサービスにつきまして障害のあるお子さんに通っていただいて、発達支援や遊び、運動などを通してさまざまなプログラムを提供することで、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練を行うことを目的としております。プーさんの家では、訓練だけではなく、遊びやレクリエーションを通してお子さんが楽しみながら日中の時間を過ごせるようなプログラムを用意し

てございます。そのように大変重要なものでございます。

現在の状況につきましては、ご承知のようにあけぼの会館の中でそれらの事業を運営しているわけでございます。先ほど申されましたように、ゼロ歳から18歳までの障害のある方を対象にしております。人数も非常にふえておりまして、ちょっと実績というか、それを申し上げたいと思うのですけれども、年間ですと平成20年度につきましては709人の方が利用されております。平成21年度につきましては、1,071名の方がふえております。1年間の間に300人余ほどふえております。こちら累計になりますけれども、そういったことでございます。

それで、実際にあけぼの会館でこの事業をやっておりますけれども、ご存じのように、あちらの施設については老朽化したところもございまして、修繕を行いながら運営をしているところでございます。運営のほうも、経営関係につきましても順調に推移しておりまして、実は昨日総会がございまして、資料をいただいたところなのですけれども、全体の額で申し上げますと、前年度が約500万の予算に対しまして、22年度の予算規模は600万になっております。年々拡大、拡充して着実に発展をしております。多くのお子さんがそこを頼っていらっしゃるという状況でございます。

状況と施設の状況については以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

新谷一男君。

○10番（新谷一男君） 今、野口さんから回答がございましたが、実際にその中でもはっきり言ってあけぼの会館、約40年近くたっているのではないかと思います。あそこにはクーラーもなくて、私がやっとならして町会議員にならせてもらったときに、困ったということで、当時初めて町長になった野村さんがクーラーを入れてくれたり、その体育館みたいな遊び場には選挙のポスターを張る看板や何かごちゃごちゃになっていたわけなのです。それを整理してもらって、今何とか遊べるような状況をつくっていただいているわけなのですが、実際このあけぼの会館、そしてNPO法人で子育て支援をしているプーさんの家ということですが、もうサッシの窓からは北風が入り込み、そして暖房設備もない状況でございます。そういう中で本当に子育て支援がなるのかな、苦労しているなということがまざまざと私は体験してまいりました。ですから、こういう暖房をとるためには、子供が幾らかでも冷たくなかないようにということで、ウレタンのマットですね、あれを敷き詰めて、床には張っているのです。それで、あいている部屋はもちろん寒い、何も使っていない通過するような部屋は、事務所には1つの暖房機があります、石油ストーブがあります。それで、プーさんの家にも小さなストーブがあります。だから、こういう状況の中で、年間障害を持った子供が何十人、何百人という方がここで育てられている。そういうことを考えたときに、私はふれあいの里、例えばことし17人くらいでしょう。入園してくる、幼稚園に入る人が17人くらいしかないというような状況です。そうすると、部屋があそこは3つ子供に対してさくらとかもみじとか、もみじというのはないと思いますが、そういうことで振り分けて使ったわけですから、そういう場所を何とか提供してもらえないかな、そういう考えでいます。ですから、そういうことができるのかどうか、可能なのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（木村信一君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長、佐怒賀政守君。

○教育長（佐怒賀政守君） 精神障害者父母の会であけぼの会館については、今、新谷議員さんからお

話がありましたように、私も教育長になる前に民生委員協議会の会長を3年やりましたときに年2回招待を受けて出席しておりますので、その実態もよく知っているつもりですし、教育長になってからもそうした活動を見せていただいているわけですが、確かに老朽化していることもわかっております。

ただ、今ふれあいの里幼稚園が来年ですね、現在のところ18名の希望者がおりますが、教室は1教室で学級は済むわけでございますが、あそこあと2教室ありますが、その先に体育館がありますが、果たして1教室をあけて、そこに移して、ただ幼稚園の経営というか、教育活動という面でそうした中支障が起きるのかどうかということ、ちょっと私にも今のところ判断つきません。新谷議員のそうした意見、それから跡地利用についても今検討しているところですので、研究してみたいと、今のところはそういう返答でご勘弁いただきたいと、このように思います。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

新谷一男君。

○10番（新谷一男君） ちょっと議長にお許しいただきたいと思いますが、この字を皆さんご存じだと思いますよね。私がこの字を何で出したかという、これは加工したりしなければ宝石にならない石なのです。それで、この「ひすい」と読ませていただきますが、このひすいは原産地がどこにあるかというと、はっきり言って国道147号線から148号線という、ルートは変わるのですが、この中で糸魚川という川がございます。そして、その糸魚川から日本海に流れ込む新潟と富山の県境に近いところでございます。途中には、ヒスイ峡という石を産掘、掘り出す場所もございまして、その石が日本海に台風や何かで濁流となって流れたときに、日本海に流れ込んでいる川、糸魚川からその海岸、日本海側に出ていくわけです。偶然にもその日本海側の中の地名に境温泉というのがあるのです。ヒスイ海岸というところがございまして、その近くに境という温泉がございまして、あれ、これ偶然なのかなと思ったのですが、実ははっきり申し上げまして、普通のひすいも石ころに見えます。

例えば人の生き方や何かを石に例えては申しわけないと思いますが、そのひすいは加工し、手を加えれば宝石にもなる石なのです。だから、私が言いたいのは、健常者も障害を持つ人も一緒に生きる権利はあるのだと。そういうときに、この例えばひすいに例えた場合に、障害を持っている人がひすいの宝石になるのだよという石に例えた場合に、それを拾い集めて、一生懸命磨き上げ、そして障害を1つでもなくすようにして、宝石のような生活が、その人が宝石のように輝き、生活が楽しいというような方向で、やはり町も取り組んでいただきたいというのは、やはりきらりと光る町だとしたら、そのヒスイ海岸にある境温泉というのも偶然でございまして、やはりこの2市3町の中にある境町が中心でございまして、せっかくプーさんの家が実際17年の4月に開所されましたので、やはり障害を持つ人を一人でも輝けるような人に育ててほしいと私は思っています。そういうことで、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） おはようございます。新谷議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

新谷さん、この件よくご存じだと思うのですがけれども、私が町長になって初めて心身障害児の総会にお伺いしたときに、余りにもひどいと、これでいいのかということで、当時たしか緊急に予算組んでいただいて、1,500万であのあけぼの会館を改修した経緯がございます。そういう中で、あそこを心身障

害児の活動の拠点として始まったのがその以前だったのですけれども、正式に始まったのは今から8年前であったろうと思います。

そういう中で、今その後にメダカの会のNPO法人が設置されまして、プーさんの家ということで、いわゆる障害児の一時預かりとか、そういう事業をNPO法人としてやっていただいています。これは、恐らく茨城県で境町しかないと思います、施設が。そういう心身障害児が活動できる拠点というのは。そういう意味ではいつも野本会長さんから、何かあると「町長自慢していいよと、茨城県でやっているのは境だけだよ」とよく言っていただくことがあります。ただ、ここへ来て、正直言ってちょっと手狭になったということで、議員さんおっしゃるとおりふれあいの里やめたら、あそこ使わせてもらえないかと、こういうお話も実はいただいております。

ただ、今度西高跡地ですね、これがいわゆる養護学校になるということが決定しました。県のほうとこれから相談してみたいと思っているのですが、あそこ養護学校で200名の定員で使い切れるのかなということも踏まえて、これ私も今県へも何も相談していないのですけれども、勝手な考えなのですけれども、県とお話し合いをして、あそこをその福祉の拠点に使えるような形にできないかということで、新年度に入ったら県と交渉してみたいと、養護学校の建設と一緒に協議をして、何とか使えるようにならないだろうかというものも今、考えているところであります。

ふれあいの里幼稚園につきましては、いずれにしてもことし1年間は運営をいたしますので、その後の利用方法については今検討委員会の中でよく協議をして、1年間先送りしても同じだったというのではこれ何なりませんので、皆様のご意見を伺いながら、しっかりと協議していきたい。

それと、やはり私は福祉は前から申し上げておりますとおり、教育、福祉、これと環境の整備ということを政策の基本に上げさせていただいています。その中でも私、県へ行っても、どこへ行ってもいいのですけれども、教育、福祉というのは、これは本当は国が責任を持ってやっていかないと、地域間のばらつきがあったのでは、これは私は不公平だろうと思っています。特に教育、福祉に関しては全国一律同じに受けられなければいけないと、私の持論でありまして、これはもう県会の先生にでも国会の先生にでも常に申し上げておりますし、県のほうの子育て支援の少子化対策の委員もやらせていただいているので、これ文章で出してくださいといつも申し上げているのですけれども、そういう方向づけで、やはりこれ、障害者も健常者もやっぱり同じ地域、同じ日本に生まれているのですから、私は同じ権限があると思っていますし、やはり同じように幸せになれるような、そういう社会であってほしいと思いますし、そういうまちづくりをこれからも目指していきたいと思いますので、議員さんのご理解とご協力、これからもひとつよろしく願いいたします。

議員さんには、いつもあけぼの会館ではボランティアで毎年2回でしたか、総会、クリスマス、バーベキューと3回毎年来てお手伝いしていただいています。改めて私のほうからも感謝を申し上げたいと存じます。

以上、答弁にかえさせていただきます。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

新谷一男君。

○10番（新谷一男君） もう持ち時間もあとわずかでございますので、お願いをして終わりたいと思いますが、やはり先ほども言いましたように、自然に見ている、例えばヒスイ海岸で石を見たときには、

どれがひすいかわからない状況、それで障害を持っている子ども子供たち同士だと全然わからない状況があります。だから、それを障害を持っている子どもがどんなような状況で苦勞されているかもわからない状況があると思いますが、やはり障害を持った子ども健常の子ども生きる権利、楽しく運動できる権利はあると思いますので、今後できましたらすきま風が入らないような施設とか、きらりと光る境町だったらば、やはりきらりと光るような施設も私は望んでいます。大した、大層な家を欲しいというわけではございませんが、せめてすきま風、暖房が冬はきく部屋を提供していただければいいかなと思って、質問を終わります。

以上です。

○議長（木村信一君）　これで新谷一男君の一般質問を終わります。